

**改正**

令和2年3月24日告示第109号

令和4年3月29日告示第147号

令和6年4月1日告示第219号

盛岡市市産材利用店舗等支援事業補助金交付要綱

(目的)

**第1** 市の区域内の森林から生産される木材の利用の促進を図るため、市産材利用店舗等の新築、増築、改築、修繕又は模様替（以下「新築等」という。）をする場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

**第2** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市産材 岩手県産材認証推進協議会が実施する県産材の産地証明制度その他市長が適当と認める方法により、市の区域内の森林から生産された木材であることが証明されたものをいう。
- (2) 店舗等 物品販売業を営む店舗、飲食店その他市長が適当と認めた建築物をいう。
- (3) 市産材利用店舗等 市の区域内に所在する店舗等で、新たに市産材を使用し、かつ、市長が別に定める方法により市産材を利用している旨を表示しているものをいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

**第3** 第1に規定する経費は、交付申請を行う年度の末日までに完成する市産材利用店舗等の新築等の工事に係る経費とし、これに対する補助額は、利用した市産材の資材費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が20万円を超えるときは、20万円を限度とする。

(補助の実施期限)

**第4** 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和9年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該補助金に係る市産材の使用量
- (2) 当該補助金の交付の申請の件数

(申請の取下期日)

**第5** 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

改正文 (令和2年告示第109号抄)

令和2年4月1日から施行する。

改正文 (令和4年告示第147号抄)

令和4年4月1日から施行する。

改正文 (令和6年告示第219号抄)

令和6年4月1日から施行する。

別表 (第6関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期日
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 工事の内容が分かる図面 4 市産材の資材費が分かる見積書の写し 5 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部	事業完了前
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	変更しようとする日の10日前
規則第9条第2項	補助事業中止(廃止)承認申請書	1部	中止し、又は廃止しようとする日の10日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 事業実績書 3 岩手県産材産地証明書その他利用した市産材の産地を証明する書類 4 施工中及び施工後の写真並びに市産材を利用した店舗等の完成写真 5 市産材の資材費が分かる領収書又は請求書の写し 6 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部 1部	事業完了後14日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定通知書を受領

			した日から起 算して30日以 内
--	--	--	------------------------